

通常学級介助員利用申請にあたって
[制 度 概 要]

西東京市立小学校の通常学級に在籍する障害のある児童に対して、学校における生活の安定と教育活動の充実を図ることを目的とした介助員を配置する事業を実施しています。

利用を希望する保護者は、「通常学級介助員利用申請書（就学前申請・保護者記入）」を御記入いただき、「通常学級介助員配置チェックリスト（就学前申請・就学前機関記入）」と併せて在籍園へ提出してください。

在籍園が「通常学級介助員配置チェックリスト（就学前申請・就学前機関記入）」の御記入と「通常学級介助員利用申請書（就学前申請・保護者記入）」への園長御署名を終えられましたら、保護者に書類をお返しいただきます。その後、保護者から教育委員会へ持参又は郵送（レターパック）で御提出いただきます。

1 対象となる児童 ※(2)、(3)については、就学相談を踏まえた申請であることが条件です。

次のいずれかに該当する場合、通常学級介助員の就学前申請を行うことができます。

- (1) 肢体不自由であり、移動に著しい困難がある児童
- (2) 愛の手帳保持者（重度知的障害等）
- (3) 医師の診断書により、通常学級介助員の必要性や必要時間数等が示されている児童
- (4) 就学支援委員会（初就）で、特別支援学校又は特別支援学級への進学が適していると判定された児童
- (5) その他、教育長が必要と認める児童

※申請内容の根拠資料とするために、医師の診断書等の提出を求める場合があります。

2 介助員の配置の決定

市教育委員会では、保護者からの申請を受けて、児童・生徒の状況を審査し、介助員配置の可否を決定します。

3 介助員の配置時間

児童・生徒の状況に応じて、学期ごとに配置時間を決定します。

4 介助員の配置方法

介助員の配置時間が決まった後、介助員、学校の教員、当該児童の保護者（必要に応じて児童本人）で面談を行い、介助方法や介助日程などについて、打ち合わせを行います。

5 介助員配置の範囲

児童・生徒が学校に着いてから学校を出るまで（登下校の介助は除く。）で、次に記載するもの。

- ① 通常の授業（身体介助や安全配慮を行うため、学習支援や指導補助は不可。）
- ② 体育の授業で行われる水泳指導（夏季休業中の水泳指導を含む。）
- ③ 運動会、学芸会等の学校行事
- ④ 宿泊を伴わない校外活動
（宿泊を伴う校外活動は、肢体不自由等の身体的理由により配置された介助員に限る）
- ⑤ 休み時間及び給食時間

6 介助員について

教育行政に理解があり、教育活動への支援に熱意のある方を市教育委員会が登録・配置します。

7 介助員の募集のお願い

介助員は市教育委員会が募集を行っていますが、保護者のお知り合いで、介助員に御登録いただける方がいらっしゃいましたら御紹介ください。

【お問い合わせ先】

西東京市教育委員会 教育部 教育指導課 特別支援教育係

電話 042-420-2828(直通)

住所 〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎3階